



「春の年会」・「秋の大会」規程

2020 年 11 月 30 日 第 5 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第 13 条が定める「春の年会」・「秋の大会」（以下、「年会・大会」という）に関する基本的な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(年会・大会の開催)

第 2 条 本会では、会員の学術研究成果、本会内組織の活動成果の公表とその普及等を目的として、本会活動の全分野を対象とする会合を定例的に開催する。

(開催時期および名称)

第 3 条 第 2 条で定める会合の開催は、春季、秋季の 2 回を原則とし、春季に開催する会合を「春の年会」、秋季に開催する会合を「秋の大会」と称する。

(開催場所)

第 4 条 開催場所は、組織規程（0103）第 4 条に定める地区の持ち回りで開催することとし、開催地区におかれた支部が現地委員会を組織し、学会事務局と協力して運営にあたるものとする。開催順序の決定等具体的な方法は別途定める。

(実施内容)

第 5 条 年会・大会の実施内容は、会員の研究成果の発表からなる研究発表、本会内各組織による企画セッション、特別講演、招待講演等で構成する。

2 企画セッションには、専門委員会等、本会内各組織の活動成果を公表する総合講演・報告、部会・連絡会セッション、常置委員会セッション、その他セッションがある。

(開催計画・報告)

第 6 条 部会等運営委員長は、年会・大会の会合ごとに開催計画を策定し、理事会に報告する。

2 部会等運営委員長は、年会・大会終了後、収支実績および参加者数を理事会に報告する。

(参加資格)

第 7 条 所定の参加料を納入した者は、本会の会員であるか否かを問わず年会・大会に参加することができる。ただし、無料公開とされたセッションのみへの参加は、参加料の納入を必要としない。

2 本会会員は年会・大会に参加する際、1 項の無料公開セッションを除き、参加料を支払わなけ

ればならない。企画セッション講師が、講演する企画セッションのみに参加する場合も、参加料を支払わなければならない。ただし、非会員の企画セッション講師が、講演する企画セッションのみに参加する場合は、参加料の納入を必要としない。

(参加料)

第8条 年会・大会の参加料は別途定める。

- 2 参加料を改定する際は、部会等運営委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 いったん支払われた参加料は返金しない。

(登壇資格)

第9条 研究発表の登壇者は、本会の個人会員に限る。賛助会員が法人としての研究成果を発表する場合も、登壇者は本会会員であること。ただし、研究協力者として連名で氏名が掲載される者は会員であることを要しない。

(著作権)

第10条 研究発表、企画セッション等の予稿の著作権は本会に帰属するものとする。

(収支決算)

第11条 年会・大会会合ごとに収支決算をおこない、余剰金については、別途定める方法により配分する。なお、収支決算にあたっては、直接経費のほか、事務局員が年会・大会に従事した時間に相当する人件費、学会事務局で消費する事務経費も必要経費として計上する。その他、詳細は別途定める。

(開催中止・延期の決定)

第12条 気象特別警報や暴風警報などの発令、大規模災害の発生、疫病の流行等、年会・大会参加者に危険が及ぶ恐れがある場合、年会・大会の開催中止・延期について部会等運営委員長が発議し、理事会緊急審議を経て、本会会長が宣言することとする。

(改定)

第13条 本規程の改定は、部会等運営委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成29年7月27日 第2回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 2020年11月24日 第2回部会等運営委員会起案、2020年11月30日 第5回理事会承認

附則

- 1 2020年11月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。